

2013年8月28日

加圧トレーニング関係者各位

KAATSU JAPAN 株式会社  
最高経営責任者 CEO  
医学博士 佐藤 義昭

### **特許第 2670421 号審決取消請求事件における判決のお知らせ**

本日、知的財産高等裁判所（第 1 部、裁判長：飯村敏明裁判官）は、当社の関連会社である株式会社ベストライフ（以下、「ベストライフ社」といいます。）が所有する特許第 2670421 号（以下、「本件特許」といいます。）に関する審決取消訴訟事件（平成 24 年（行ケ）第 10400 号。以下、「本件訴訟事件」といいます。）において、本件特許を維持する旨の判決を言渡しましたので、お知らせ致します。

#### 記

#### 1. 本件訴訟事件の経緯の概要

本件訴訟事件は、橋本好弘氏（請求人、原告）が、本件の特許の無効を求めて、ベストライフ社を相手方として特許庁に請求した特許無効審判事件（無効 2011-800252 号事件）において、特許庁が本件特許を維持する旨の審決（以下「本件維持審決」といいます。）を下したことを受け、これを不服とする同氏が本件維持審決の取消を求めて知的財産高等裁判所に提訴したものです（本件維持審決のお知らせについてはこちら（<http://www.kaatsu.com/pdf/121029.pdf>）をご参照下さい。）

本件訴訟事件において、原告は、様々な理由を挙げて本件維持審決が取り消されるべきである旨主張しておりましたが、知的財産高等裁判所は、審理の結果、かかる原告の主張にはいずれも理由が無いものと判断し、これを棄却する旨の判決を言渡しました。

#### 2. 本判決の意義及び今後の取り組みについて

かかる判決により、本件特許の有効性が知的財産高等裁判所によっても確認されたこととなります。

当社及びベストライフ社は、本件特許を始めとして、数多くの特許、商標等の知的財産を保有しております。加圧（KAATSU）トレーニングは、上記の各種知的財産や、資格者、関係者の皆様のこれまでのご尽力により、社会的に十分に認知され、確立されたものとなっております。当社及びベストライフ社といたしましては、これまで以上に知的財産権の適切な保護に取り組むとともに、これからも資格者の皆様が安心して加圧（KAATSU）トレーニングの普及発展に取り組んでいただけるよう、環境作りを行ってまいります。

以上